

地域公共交通確保維持改善事業の概要について

地域公共交通確保維持改善事業とは、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組について、国が支援するために創設された事業である。

地域公共交通確保維持改善事業の体系は、下記のように大きく3つに分かれ、長久手市では地域公共交通確保維持事業について申請を行う。

1 地域公共交通確保維持事業（長久手市が申請する事業）

- ・地域の交通手段を確保・維持するために、地域の交通に関する計画に基づいて実施される取組みを支援

2 地域公共交通バリア解消促進事業

- ・公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援

3 地域公共交通調査事業等

- ・地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査を支援

申請する地域公共交通確保維持事業については、対象となる公共交通が以下の①～③に分かれ、長久手市の場合は「①陸上交通」が該当する。

その中でも、「地域内フィーダー系等確保維持費国庫補助金」にNーバスが該当し、Nーバスの路線の中でも3路線（中央線、西部線、三ヶ峯線）が補助対象路線となる。

公共交通会議で承認を経て国に申請することにより、補助対象路線の運行経費の一部について、国から補助金の交付を受けることができる。

① 陸上交通

- ・地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
（愛知医科大学病院南北線、日進市くるりんばす五色園線等）
- ・地域内フィーダー系等確保維持費国庫補助金
（Nーバスが該当し、公共交通会議の承認後、国へ申請を行う）
- ・車両原価償却等国庫補助金
- ・公有民営方式車両購入費国庫補助金
- ・予約型運行転換経費国庫補助金

② 離島航路

③ 離島航空路

1 地域幹線系統について

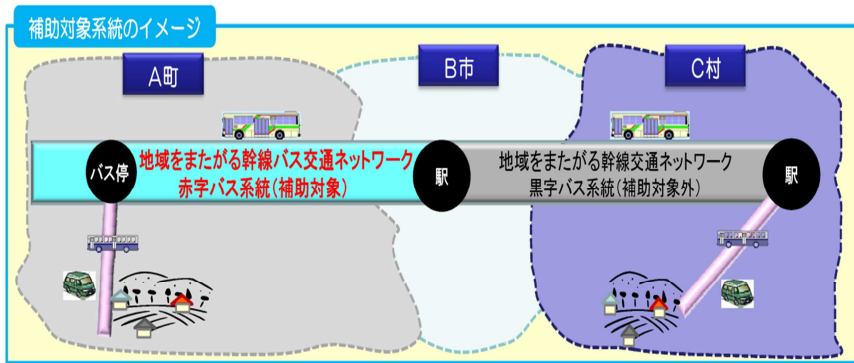
(1) 概要

地域間幹線系統とは、複数の市町にまたがって走る広域的なバス路線のうち、運送収入（運賃）のみでは、事業採算が確保できない系統で一定の基準を満たすものを指す。

「地域間幹線系統確保維持改善計画」を策定し、国の承認を得ることにより、国庫補助の対象として認められる。この「地域幹線系統確保維持改善計画」は、愛知県バス対策協議会で協議され、国へ提出される。

※ 一定の基準とは、

- ・ 複数市町村にまたがること
- ・ 1日あたりの輸送量が15人以上150人以下であること
- ・ 行政広域圏の中心市町村等にアクセスすること
- ・ 1日あたりの運行回数が3回以上であること など



(2) 長久手市が関係する地域間幹線系統について

A 愛知医科大学病院南北線

申出者 名鉄バス(株)

対象利用地域 長久手市岩作地域・愛知医科大学病院周辺、尾張旭市本地が原地域

特性 鉄道駅、総合病院を結ぶ路線であり、沿線住民の鉄道駅へ接続及び通院の足として利用されている

提供主体 名鉄バス(株)

利用者数の目標 令和3年度：45,420人

系統 図別添1のとおり

その他 平成29年4月1日より運行開始

B 日進市ぐるりんばす五色園線

申 出 者 日進市（地域公共交通会議）

対象利用地域 日進市蟹甲町、本郷町、藤枝町、米野木町、藤島町、五色園、北新町、折戸町

特 性 日進市役所を起点とし、日進市の北東部を經由して長久手市のリニモ古戦場駅で折り返す日進市のコミュニティバス路線。日進市内北東部の五色園地域等から経路上の商業施設への買い物需要にも対応

提 供 主 体 日進市が名鉄バス(株)に委託

利用者数の目標 令和3年度：53,068人

系 統 図 別添2のとおり

C 日進中央線

申 出 者 名鉄バス(株)

対象利用地域 朝田地域、岩崎地域、竹の山地域

特 性 日進市役所を起点とし、日進市の北西部を經由して長久手市のリニモ古戦場駅で折り返す日進市の名鉄バス路線。日進市内北西部部の竹の山地域等から経路上の商業施設への買い物需要にも対応

提 供 主 体 名鉄バス(株)

利用者数の目標 令和3年度：86,935人

系 統 図 別添2のとおり

D 尾張旭市営バス 東ルート

申 出 者 尾張旭市

対象利用地域 尾張旭市東部地域、瀬戸市西端部地域、長久手市愛知医科大学地域

特 性 尾張旭市役所を起点とし、尾張旭東部を巡回し、愛知医科大学病院を經由する。尾張旭市のコミュニティバス路線。

提 供 主 体 豊栄交通(株)

利用者数の目標 令和3年度：98,000人

系 統 図 別添3のとおり

E 尾張旭市営バス 西ルート

申 出 者 尾張旭市

対象利用地域 尾張旭市西部地域、名古屋市守山区本地が丘地域、長久手市愛知医科大学地域

特 性 尾張旭市役所を起点とし、尾張旭西部を巡回し、愛知医科大学病院を経由する。尾張旭市のコミュニティバス路線。

提 供 主 体 豊栄交通(株)

利用者数の目標 令和3年度：108,000人

系 統 図 別添3のとおり

F 本地ヶ原線

申 出 者 瀬戸市

対象利用地域 名古屋市藤が丘駅周辺、尾張旭市本地ヶ原地域、長久手市岩作地域・愛知医科大学病院周辺、瀬戸市尾張瀬戸駅周辺・本地地域

特 性 藤が丘駅（名古屋市）と尾張瀬戸駅（瀬戸市）を結ぶとともに、総合病院（愛知医科大学病院）で他の幹線系統やコミュニティバス等と接続している。

提 供 主 体 名鉄バス(株)

利用者数の目標 令和3年度：90,393人

系 統 図 別添4のとおり

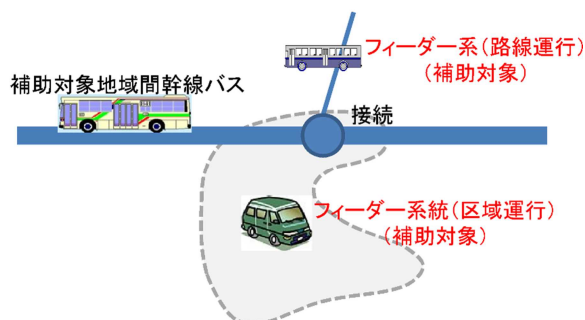
2 地域内フィーダー系統の概要

(1) 地域内フィーダー系統のイメージ

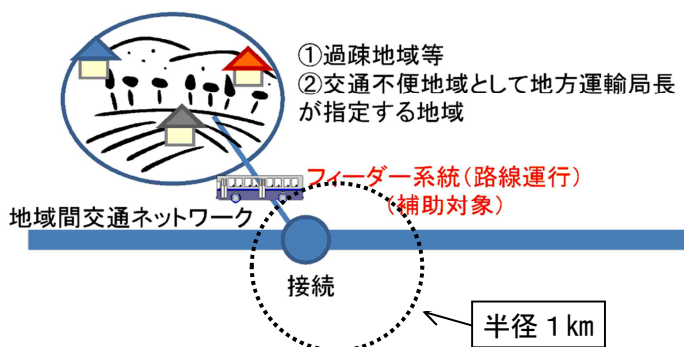
- 補助の適用を受けるには、下記①～⑥の全ての要件に適合することが必要となる。
 - ①路線定期運行（Nーバスに該当する内容のみ記載）
 - ②次のいずれかの要件を満たす系統（Nーバスに該当する内容のみ記載）
 - 1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統であること
 - 2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること

※Nーバスの場合は、半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅がない地域を交通不便地域としての指定を受ける必要がある。
 - ③地域における既存の交通ネットワークや生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られている
 - ④1) 当該補助対象期間中に新たに運行を開始する、2) 既に運行を開始しているもので生活交通確保維持改善計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始する、3) 前年度補助対象期間中から生活交通確保維持改善計画に基づき運行されている、のいずれかに該当する
 - ⑤補助対象期間に当該系統の経常収益が補助対象経常費用に達していない
 - ⑥補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される
 - ⑦（輸送人員÷運行回数）の式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの
- ★Nーバスでの適合のポイントは上記の要件②となる。

<要件②を満たす系統のイメージ図>



1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統のイメージ図



2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統のイメージ図

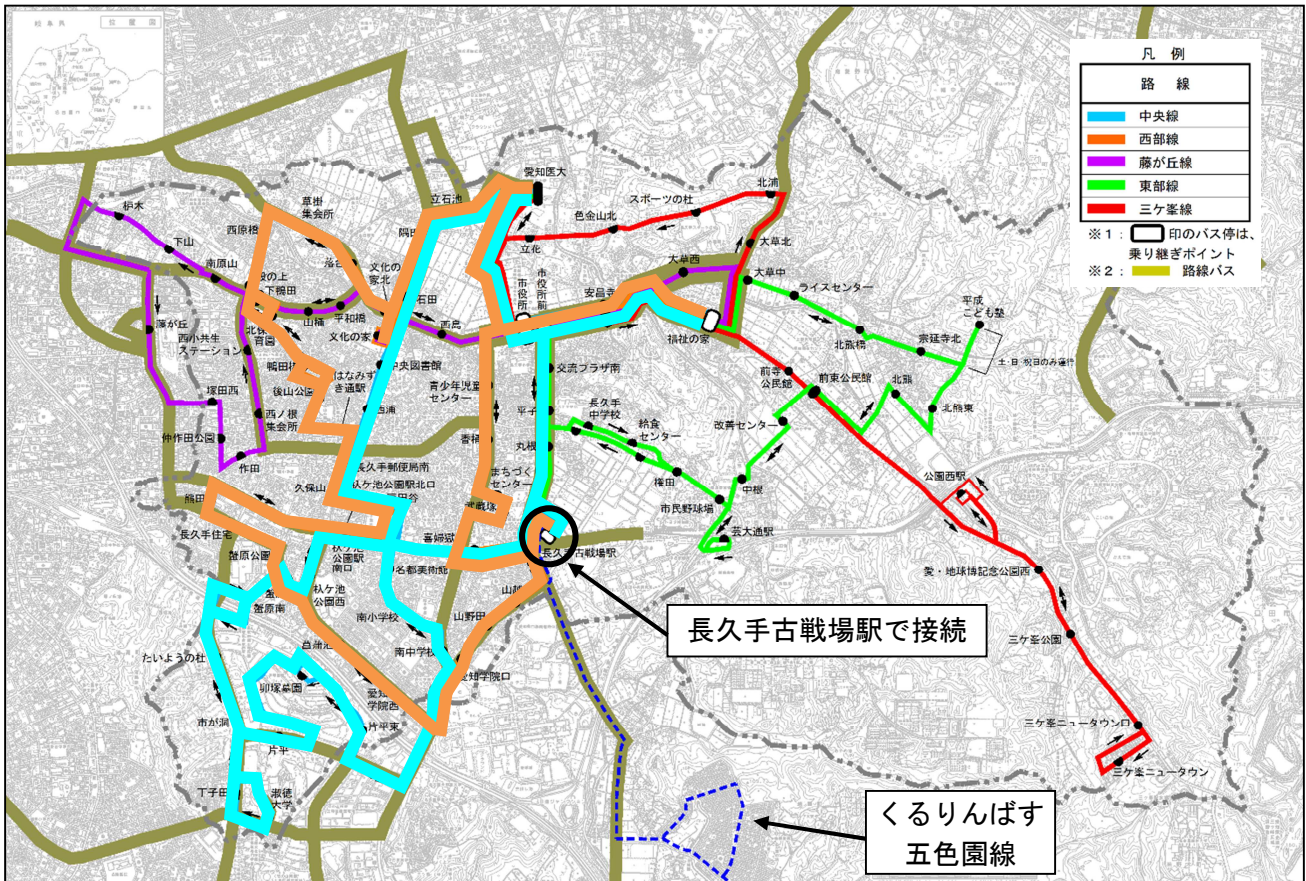
(2) N-バスで要件②を満たす系統

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

- ・N-バスが接続する他市の路線の中において、補助対象地域間幹線系統の指定を受けた路線は、下記の日進市の路線である。

●日進市くるりんばす：五色園線（N-バスと長久手古戦場駅で接続）

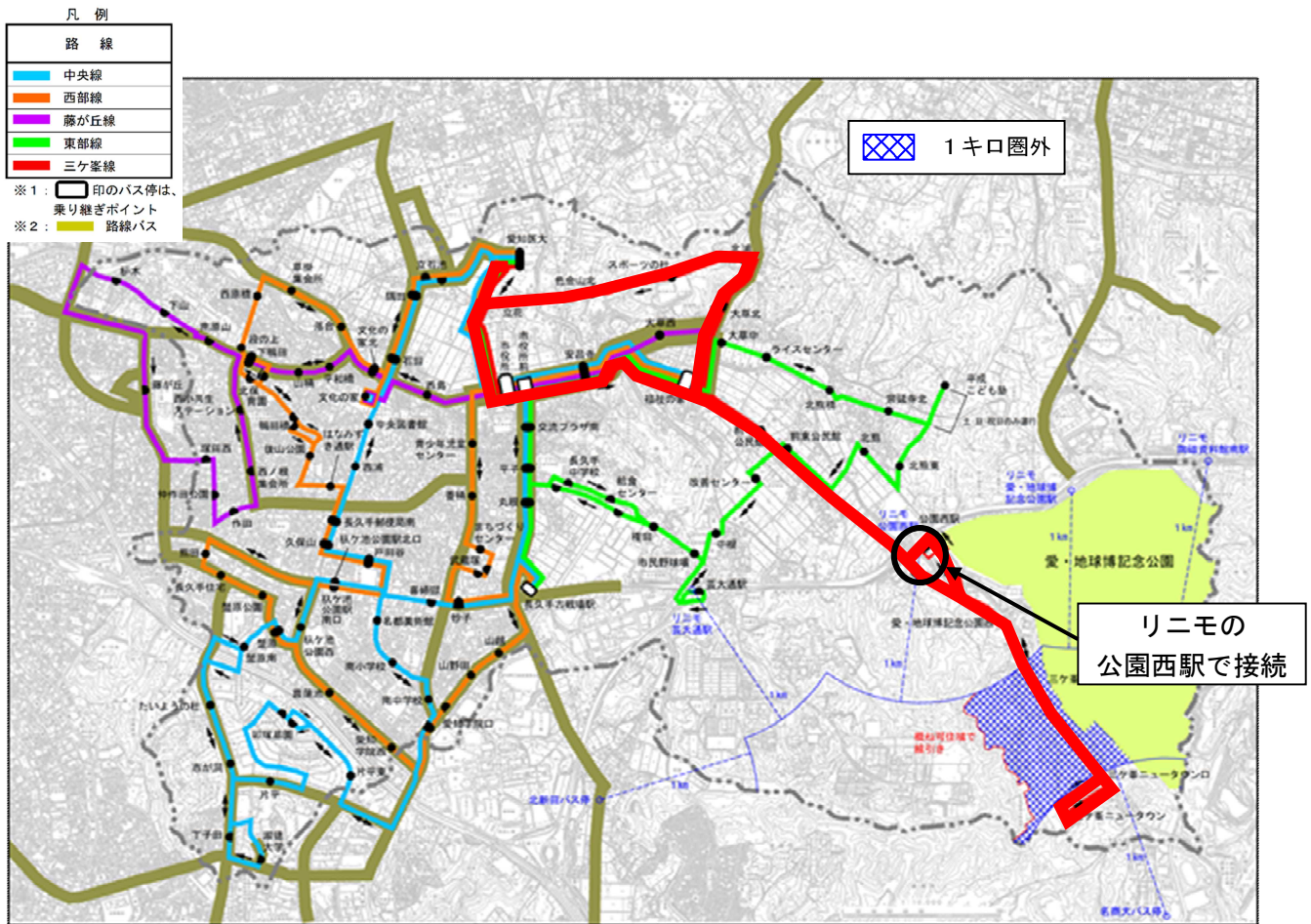
- ・中央線、西部線、東部線が日進市くるりんばすの五色園線と接続する。
- ・このうち、東部線については見直し前の現在の運行系統と大半が重複し、前述の地域内フィーダー系統の①～⑦の要件のうち、「④ 1) 当該補助対象期間中に新たに運行を開始する」系統に該当せず、要件④の1)～3)のいずれも満たさない。
- ・そのため、補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統として適合する路線は、中央線、西部線となる。



補助対象地域間幹線系統との接続箇所図

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- ・半径 1 km 以内にバス停、鉄軌道駅がない交通不便地域として指定を受けた範囲を運行し地域間交通ネットワークに接続する路線が該当する。
- ・三ヶ峯線がその 1 キロ圏外を運行し、交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統として適合する路線となる。



既存駅・バス停（リノモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲図

(3) Nーバスで要件を満たす系統のまとめ

地域公共交通確保維持改善事業のフィーダー系統の要件を満たす路線は、下記のとおりとなる。

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

中央線、西部線

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

三ヶ峯線

(4) これまでの国からの補助額

現時点の補助制度では、補助金は毎年度交付される。

補助額については、定められた計算方法に基づいて算出したNーバス対象路線の補助対象経費の2分の1が国庫補助額となる。

一方、国庫補助上限額の計算式が別途定められており、毎年度見直される。補助対象経費の2分の1の額が国庫補助上限額を上回るため、長久手市の場合は国庫補助上限額が補助額となっている。

**② 地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という）を策定した場合の算定式
対象人口×120円+560万円（定額）**

これまでの国からの補助額の推移

（単位：千円）

事業年度	補助対象経費の2分の1	国庫補助上限額（補助金）
平成24年度事業分	13,848	6,008
平成25年度事業分	20,895	9,400
平成26年度事業分	21,135	7,455
平成27年度事業分	21,220	6,777
平成28年度事業分	21,567	4,155
平成29年度事業分	21,805	4,733
平成30年度事業分	21,740	4,532
令和元年度事業分	22,564	7,732
令和2年度事業分	21,363	7,306

※1：申請期間は、令和3年度事業分の場合は「令和2年10月1日～令和3年9月30日」の1年間が対象となっている。

※2：平成24年度事業分については、事業創設当時の経過措置で半年分の申請となっている。